

海外労働事情

イギリス

若者向け就業支援策をめぐる議論

政府は、悪化が続く若年層の失業への対応に意欲を示しており、職業訓練や就業体験などを柱とする就業支援策を打ち出している。しかし、その手法や実効性をめぐっては、批判の声も聞かれる。

アプレンティスシップ参加者に成人が急増

若年層（一六―二四歳）の二〇一一年一〇―一二月期の失業者数は一〇三万八〇〇〇人（対前期比二万二〇〇〇人増）、失業率は二二・二％（〇・三ポイント増）となり、不況期の急速な悪化以降、目立った改善をみていない（1）。長期失業者数（一二月以上）も不況前の二倍以上の水準で推移している。

政府は若年失業の対応に取り組む姿勢を打ち出しており、二〇一一年一月には新たな政策パッケージとして「ユース・コントラクト」の実施を発表した。既存のアプレンティスシップ（見習い訓練）や就業体験プログラム（見習い訓練）や就業体験プログラムの拡充に加え、若年層の雇用に助成金を支給するなど、五〇万人近くの若年失業者や無

業者の就労を支援するとしている。

しかし、アプレンティスシップや就業体験については、問題点も指摘されている。統計局のデータによれば、アプレンティスシップの参加者は増加傾向にはあるものの、若者以外の年齢層の増加や、小売業・介護業などでの初歩的な訓練コースへの参加者の増加が目立つ一方、若者の参加者は伸び悩んでいる（図）。多くは在職者の訓練に充てられ、若者の雇用を生んでいないとみられるほか、一部では無給・低賃金労働力の供給源としてプログラムを濫用するケースも報じられている。

会計検査院（NAO）が二月に発表した報告書（2）も、アプレンティスシップ参加者における成人の増加や、短期のスキームの多さ（一九％が六カ月以下、三％は一週間以下）に懸念を示している。また、量・質ともに他国よりも劣っていると、より多くの質の高いスキームを提供する必要性を示唆している。ただし、（公的支援がなければ訓練が実施されなかったとの仮定に基づく）経済への寄与度の推計では、一ポンドの公的支出に対して基礎的アプレンティスシップが一六ポンド、上級アプレンティスシップが二一ポンド

で、また修了者の賃金もそれぞれ一％と一八％引き上げていると算定しており、制度の経済的な効果は積極的に捉えている。NAOは、プログラムが対象とする年齢層や成果（資格水準等）についてより明確な目標を設けるよう、ビジネス・イノベーション・技能省に求めている。

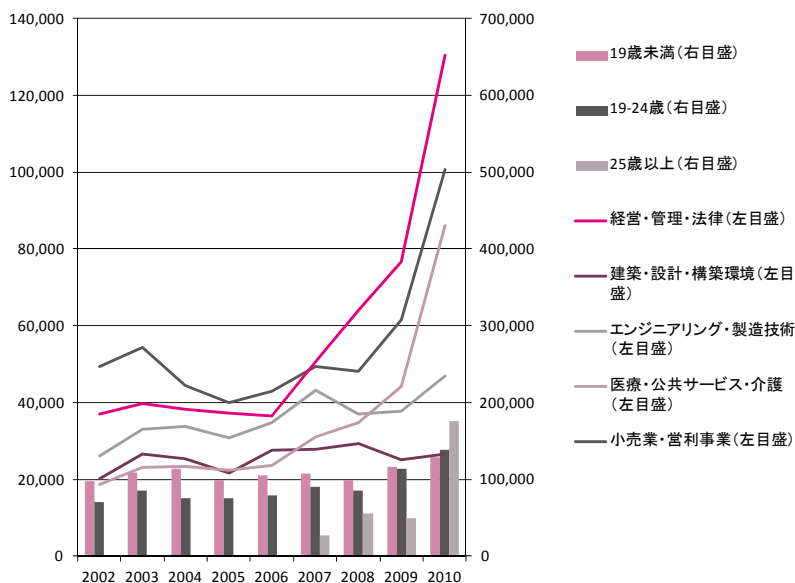
一方、就業体験プログラムについても、急速に批判の声が強まっている。求職者手当等の受給者に対しては現在、企業等での無給の就労を内容に含む複数

シップについて最低一二月を下限とする新たな規制を設ける予定だ。

「就業体験は無給労働の強制」との批判強まる

一方、就業体験プログラムについても、急速に批判の声が強まっている。求職者手当等の受給者に対しては現在、企業等での無給の就労を内容に含む複数

図 年齢階層別、主要な業種別アプレンティスシップ参加者数の推移（単位：人）



資料出所：Apprenticeship Supplementary Tables (Data Service ウェブサイト)
http://www.thedataservice.org.uk/statistics/statisticalfirstrelease/sfr_supplementary_tables/Apprenticeship_sfr_supplementary_tables/

のプログラムが提供されている（表参照）が、多くは自発的な参加が前提だ。参加希望者は、受け入れ先企業等で一定期間の就労経験を積み、またプログラムによっては終了時に採用面接の機会が提供され、そのまま雇用される場合もある（3）。

しかし、実際には本人の希望とは無関係な業種での単純労働に従事するケースや、無給の労働力として悪用されるケースなどもみられ、プログラムへの参加が実質的な雇用に結びついていないとの指摘がなされてきたところだ。また、就業体験プログラムは本来自発的な参加が前提であるにもかかわらず、開始から一週間を超えると、適切な理由なく参加を中止した場合に一定期間の給付停止という制裁を受けること、さらには1週間以内の中止であれば制裁措置の対象とはならないにもかかわらず、これが参加者に十分に伝えられていないことなども、批判を招く要因となっていた。二〇一一年一月には、ディスカウントストアでの就業体験に参加した若者が、給付に関する制裁を盾に無給労働を強制されたことは人権侵害にあたるとして、雇用年金省を提訴している。また二月には、小売業大手のテスコによる深夜労働の求人（同社によれば）誤って求職者手当の受給者向けの無給の求人としてジョブセンタープラスのウエ

表 就労体験を含む就労支援プログラム

プログラム	概要	期間
就労体験 (Work experience)	就業経験のない16～24歳層で、13週間超の求職者手当受給者が対象。受け入れ先企業で週25～30時間就労、参加中は求職者手当を受給する。参加は任意だが、受け入れ先で1週間を経た参加者が適切な理由なく中断する場合、2週間の求職者手当の支給停止となる。	最長8週間
業種別ワーク・アカデミー (Sector Based Work Academy)	求職者手当受給者(年齢制限なし)が対象。小売、ホスピタリティ、介護などの業種における基礎的な資格の取得を目標に、官民の教育訓練機関(继续教育カレッジや民間訓練プロバイダ等)による訓練と就労体験が提供され、終了時には実際の求人面接機会が提供される。参加は任意だが、就労体験と同様に中断に対しては給付停止の制裁措置あり。	最長6週間
義務的就労活動 (Mandatory Work Activity)	3か月を超えて求職者手当を受給している者(年齢制限なし)が対象。ジョブセンタープラスのアドバイザーが必要と認め(受給者が就職や仕事を維持する上で必要な行動に関する理解を欠いていると判断した)場合、「地域コミュニティの利益になる活動」への参加を義務付けることができる。具体的には、住宅の保守作業、古い家具の補修、非営利団体での補助的活動のほか、明確にコミュニティの利益になる場合は、営利団体での就労も含まれる。受け入れ先は、政府からの補助金を得て参加者を支援する。参加者は週30時間まで就労、求職者手当のほか、交通費・託児費用の支給が受けられる。適切な理由なく参加をやめた場合は、1回目が13週、2回目(前回の中止から12か月以内)が26週の手当支給停止。	最長4週間
ワーク・プログラム (Work Programme)	ワーク・プログラム参加者(18-24歳層は通常9か月超、25歳以上層は12か月超の求職者手当受給者、このほか就労困難者など。プログラムへの参加は最長2年。)のうち、就労支援の一環として、プロバイダーにより就労体験が提供された者*。	最長4週間
ワーク・トライアル (Work Trials)	求職者手当受給者(年齢制限なし)が対象。雇用主と参加者(受給者)の間で試用期間が合意される。参加は任意で、参加期間中は求職者手当等のほか、交通費等が実費で支給される。	最長6週間 (通常2週間)
長期失業者向けコミュニティ・ワーク (Community work for long-term unemployed)	4地域での試行の後、2013年から全国での実施が予定されているプログラムで、2年間のワーク・プログラムが終了しても仕事をもらっていない求職者手当受給者が対象。週30時間のコミュニティ・ワークに従事する。参加は義務で、離脱者には給付停止措置が適用される。	最長6か月

* 雇用年金省(DWP)によるワーク・プログラムのプロバイダ向けガイダンスは、「参加を義務化しない場合、全国最低賃金規則が適用される」として、就労体験を提供する場合は参加を義務化(参加しない場合は手当の支給停止)するようプロバイダに求めている。しかし、就労体験を任意参加とすべきとの受け入れ企業からの要請に対応する形で、ガイダンスからこの記述が削除された。

資料出所: Centre for Economic and Social Inclusion, Department for Work and Pensions, Channel 4ウェブサイト
(<http://www.cesi.org.uk/keypolicy/government-work-experience-schemes-what-are-differences>)

プサイトに掲載されたことをきっかけに、こうした無給労働を利用する企業に対する多くの批判を招いた。左派系の市民団体 Right to Work や小売業労組 USDAW などは、テスコやマクドナルドといった就業体験の受け入れ企業に対して店頭でのデモを実施、一部のメディアもこの問題を大きく取り上げた。

こうした批判を受けて、二月下旬までに小売業大手のセインズベリーやアズダ、書店のウォーターストーンのほか、衣料品や家電小売などの大手企業が相次いで就業体験プログラムへの不参加を表明した⁽⁴⁾。また一連の批判の発端となったテスコは、政府に対して参加者への制裁を停止し文字通りの任意

参加とするよう求めていたが、その後、賃金(金額は不明)を支払う四週間の独自プログラムを導入を発表した。既存の参加者は、求職者手当を受給して既存の無給の就業体験プログラムに留まるか、良好に終了すれば雇用が提供される有給の四週間のプログラムに参加するかを選択できるというものだ。

グレイリング雇用担当相は当初、就業体験に対する批判を「仕事の選り好み」と一蹴、プログラムはあくまで自発的なものであるとの主張を繰り返していたが、相次ぐ企業の離脱に対応を迫られたとみられる。三月一日には、主だった受け入れ企業を招いて会合を開催、就業体験プログラムの協力を重ねて求めたが、多くの企業から制裁措置の廃止を強く要請されたとみられ、同大臣はこれを受け入れる意向を示した。

なお現地報道によれば、障害や病気を理由に雇用・生活補助手当を受給している就労困難者にも、就業体験を義務付ける案が現在検討されている。失業者と同様、給付停止の制裁が設けられ、また目下のところ期間の上限が明示されていないことから、現状では無期限の無給労働を強いられる可能性が指摘されている。

者側のメリットとしてはこのほか、受け入れ先から「勤勉で、チームワークに長けている」といった内容が記された紹介状が出されることなど。

4 セインズベリー社は従来から政府の就業体験プログラムに参加しておらず、独自のプログラムに基づく受け入れを行っているが、同社の支店に対する民間の就労支援プロバイダによる再三の勧誘を排して、自社制度の利用を徹底することを目的に、通達を出したという(Channel 4の報道による)。

【参考資料】
Department for Business, Innovation and Skills, Department for Work and Pensions, Centre for Economic and Social Inclusion, The Guardian, Channel 4, Telegraph 各ウェブサイト

アメリカ

過去四〇年間で婚姻率が大幅低下し所得低下と女性の労働参加が要因

一九七〇年と比較して二〇一〇年の婚姻率が男女とも大幅に低下したとする報告をブルッキングス研究所が行なった。二〇一〇年の結果をみると、三〇から五〇歳の男性の所得上位一〇%の八三%が結婚しているのに対し、所得中位層ではわずかに六四%しか結婚しておらず、所得下位四分の一層の婚姻率は六〇%に留まる。以下、報告に基づいて取りまとめた。

所得低下による男性の婚姻率低下

一九七〇年の三〇から五〇歳の男性の婚姻率は、所得上位一〇%層が九五%、所得中位層が九一%、所得下位四分の一層が八六%だった。一九七〇年には所得上位一〇%と所得下位四分の一層とで婚姻率に九ポイントの差があったにせよ、おおよそどの所得階層でも婚姻率は高かった。ところが、二〇一〇年までの四〇年間にすべての所属階層で婚姻率が低下している。

その内訳は、所得上位一〇%層が一二ポイント減、所得中位層が二七ポイント減、所得下位四分の一層が二六ポイント減である。なかでも所得中位層と所得下位四分の一層の婚姻率低下が著しい。この間に離婚率も上昇したが、同時に一度も結婚しなかった男性の数も上昇した。所得上位一〇%層と所得下位四分の一層の婚姻率の差は一九七〇年の九ポイントから二〇一〇年の二三ポイントに大幅に拡大した。

この理由として、報告は世帯所得の低下に注目した。所得中位層の所得がおおよそ二八%減少するなど、所得格差が拡大したことが婚姻率低下に影響しているとする。

労働参加率の上昇と女性の婚姻率低下

女性の婚姻率も男性と同様に

低下しているが、その背景には男性と異なる要因がある。

一九七〇年と二〇一〇年を比較すると、所得上位一〇%層で一〇ポイント以上、婚姻率が上昇したものの、女性の大半を占める所得下位七〇%層は一五ポイント以上、婚姻率が低下した。この間の女性の所得は男性と反対の動きをみせた。つまり、女性の所得は伸びたのである。中位所得でみると、一万九〇〇〇ドルから三万ドルへと増加した。

この理由は、一九七〇年には四四%だった所得のない層が二〇一〇年には二五%へ減少したことにある。つまり、専業主婦の割合が低下して女性の労働参加率が上昇したのである。これにより、女性の所得が伸びた。これは即ち、女性にとつて結婚以外の選択肢が増えることや、仕事上の成功を結婚よりも優先することで婚姻率が下がった可能性があるとされている。

世帯年収の低下と職業能力の関係

女性の労働参加率が高まることで、女性の所得は伸びたものの、それを上回るペースで男性の所得が低下したことで、夫と妻の所得を合算した世帯年収は低下傾向にある。四四%の家庭で世帯年収が低下した。

また、過去四〇年間に離婚率が高まり、低所得の母子家庭が

増加したことも問題を深刻にしている。母子家庭の子供は、両親が共働きをしている家庭の子供と比べて、相対的に貧困な状態におかれるからである。

世帯年収の低下、低所得の母子家庭の増加は、子供への教育投資の低下を招き、貧困が将来の世代に引き継がれる可能性を高めている。

報告では、「婚姻率を上昇に転じさせる特効薬はない」としながらも、教育と職業訓練に対する投資を高めることで、貧困家庭の子供たちの将来の経済的安定性を確保することを通じて、婚姻率低下に歯止めをかけることが望ましいと結論づけている。

【参考資料】

- Greenston, Michael and Looney, Adam (2012) The Marriage Gap: The Impact of Economic and Technological Change on Marriage Rates, Feb 3, 2012, Brookings Institute Website. (11月21日閲覧)
- What Is Happening to America's Children? A Look At The Widening Opportunity Gap for Today's Youth, The Hamilton Project Website. (11月21日閲覧)
- Isen, Adam and Stevenson, Betsey (2010) WOMEN'S EDUCATION AND FAMILY BEHAVIOR: TRENDS IN MARRIAGE, DIVORCE AND FERTILITY, NATIONAL BUREAU OF ECONOMIC RESEARCH (国際研究部 山崎 憲)

ドイツ

移民による起業数、五年前より二五%増加―経済技術省調査

経済技術省(BMWi)が二月に発表した調査結果によると、二〇〇九年に設立された四〇万の企業のうち、一三万は移民によるもので、その数は四年前の〇五年と比較すると約二五%増加していることが明らかになった。ドイツで起業した三人に一人が移民という計算になる。

新規EU加盟国の移民による起業が増加

近年では、特にポーランドなど新規EU加盟国から移住した者による起業の増加が顕著である。全就業者に占める起業希望者の割合は、ドイツ人を一とした場合、ポーランド人は一五と非常に高く、なかでも建設分野の起業が目立って多い。今回の調査結果でも、起業したポーランド人の三分の一がこの分野で活動していた。

同様に、ルーマニア人の起業も二〇〇五年から二〇〇九年までに六三%以上増加しており、このほか女性の数も僅かながら増加していた。

今回の調査結果から、それまで移民(注)の伝統的な起業分野であったレストランなど飲食業や小売のほか、知的産業や飲

食と小売以外のサービス分野での起業も増加しており、ドイツ人による起業の業種分布に近似しつつあることも判明した。

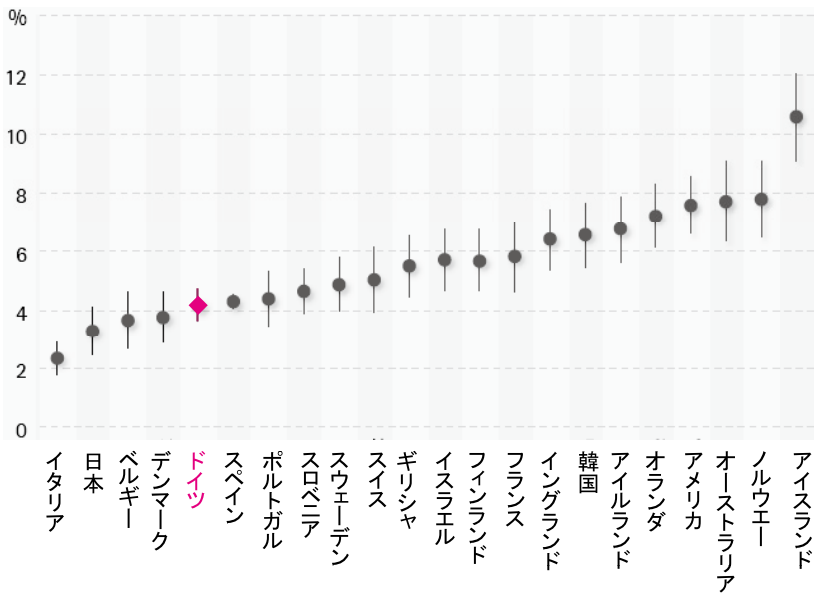
経済相は歓迎

経済技術省(BMWi)は二〇一〇年から新たに、ドイツ国内での起業を促進するために「起業家の国ドイツ」という一連の支援策(イニシアチブ)を行っている。具体的には、①「起業家週間」を設けて広報・啓発活動の実施、②学校や大学における起業関連教育の重点化、③融資制度の改善、④将来の企業承継者である企業内の中間層に対する特別プログラムの実施などを行っており、対象には移民も含まれている。

今回の調査は、同イニシアチブの枠内で「移民の起業状況とその政策ニーズ」を探るために実施されたものである。イニシアチブでは、このほかに起業志望者に対する実践的なアドバイスなども実施しており、ドイツ商工会議所(DIHK)、ドイツ手工業中央連盟(ZDH)、および連邦自由業連盟(BFB)などが政府に協力して積極的に支援している。

レスラー経済技術相は今回の調査結果について、「外国にルーツを持つ起業家がドイツで増加することは、ドイツの経済成長にとって非常に良いことであり、これにより新たな経済効果も

図 起業に関する国際比較
(18～64歳人口に占める割合、%)



資料出所：GEM-Bevölkerungsbefragung 2009/2010, IAB

たらされるだろう。われわれは、革新的な製品やサービスを生み出し、経営者として独立する意欲を持つ独創的な頭脳を持ち主を常に必要としている」と述べ、移民による起業の増加を歓迎した。

移民の起業率が高い要因——
AB調査

労働市場・職業研究所（IAB）が二〇一一年に実施した「世界起業モニター（GEM）調査」によると、他国と比較してドイ

ツは起業が少ない国として分類されている（図）。

そのような中で、起業での移民の割合が高いことが今回の調査で判明した。IABはその理由をいくつかあげている。一つは失業リスクだ。語学力・文化的背景の壁、求職時の固定観念や差別の壁、自国での公教育の修了資格が認定されないことなどによって、移民はドイツ国民に比べ二倍の高さの失業リスクを抱えており、それが起業の動機を強めているという。

また、ドイツよりも起業が盛んな国から来ており、ドイツには希薄な文化的ロールモデルを持ち、加えて独自の社会的ネットワークも有していることも影響している、と見ている。

さらに、良い暮らしを求めて移住してきた移民の多くの人物像は、本国にとどまっている同国人と比較して、向上心、独立志向、自己信頼、モチベーション、適応能力などが顕著に高いという特徴を有し、その特徴は起業を促す要因になっているという。

調査結果によると、起業した事業内容の新規性・改革性という見地でいえば、ドイツ人と移民との間に大きな差は見当たらず、起こした企業規模では移民のほうがドイツ人よりも大きいこともわかった。そのため、移民による起業のほうが大きな雇用効果があり、ドイツ経済に重要な貢献をしている、とIABは結論づけている。

【注】
正確には、「移民の背景を持つ者（Migrationshintergrund）」と表現されており、ドイツ在住の外国籍を有する者のほか、ドイツへ移住してきてドイツ国籍を取得した者も含む。

【参考資料】
Die Bundesregierung, Nummer 02 02/2012, IAB Kurzbericht 8/2011, Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie "Initiative für einen guten Start".

（国際研究部）

フランス

雇用対策と消費税引き上げ

サルコジ大統領は一月八日、四・三億ユーロ規模に上る雇用対策を発表した。内容は、長期失業者に対する職業訓練の拡充、公共職業安定所の職員増加、零細企業で採用された若年者の社会保険料・使用者負担の実質的免除などである。またあわせて、消費税（付加価値税）を一・六ポイント引き上げ、一〇月一日から二一・二%とする方針を明らかにした。

1 経済危機に対する雇用対策

経済危機への対応策としての雇用対策案は、労働組合代表、使用者団体代表をエリゼ宮（大統領官邸）に集めた会合で発表された。主な内容は、①「部分的就業」の促進、②「解雇よりも職業訓練」政策の促進、③零細企業に採用された若者の社会保険料使用者負担完全免除、④求職者の職業訓練促進、⑤公共職業安定所の職員増員などである。

(1) 「部分的就業」の促進

フランスでは、景気の悪化など経済的理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その従業員を一時的に休業（「部分的失業（chômage partiel）」）させる場合、事業主

はその休業期間中、賃金の一定割合を支給しなくてはならない（1）。今回の対策では、この「部分的失業」に対する助成金支給の決定を迅速化すると共に、休業中の職業訓練受講を促進させることとした。つまり完全な失業者の増加を防ぐために「部分的失業」を促進させるものだが、政府が失業を促進させる訳にはいかないため、「部分的就業（activité professionnelle）」の促進と表現されている。（一・〇億ユーロ）

(2) 「解雇よりも職業訓練

(former plutôt que licencier) 政策の促進

産業構造の変化などにより衰退傾向にある地域や業種で、企業の近代化やそれに伴う労働者の職業訓練を促進することも、今回の雇用対策に盛り込まれた。これは、産業界や労働者を育成することで、解雇を避けることを目的とした政策である。（一・四億ユーロ）

(3) 零細企業に採用された若者の社会保険料使用者負担完全免除

従業員数一〇人未満の企業で、二六歳未満の若年者を最低賃金（SMIC）で採用した場合、一年間にわたり社会保険料の使用者負担分を完全に免除する（SMIC以上の賃金の場合は、SMICの一・六倍の賃金まで

賃金額に応じて一部免除)。これは、一月一八日以降六カ月間に、無期雇用契約か雇用期間一カ月以上の有期雇用契約で採用した場合に限られる。(一・〇億ユーロ)

(4) 求職者の職業訓練促進

失業者(求職者)への職業訓練促進も盛り込まれた。特に、失業期間が二年を超える長期失業者に対して職業訓練の受講や特殊雇用契約による就業を促すなど、公共職業安定所(Pole emploi)での再就職支援を強化することとなった。(一・五億ユーロ)

(5) 公共職業安定所の職員増員

失業者数の急増による業務の増加で、全国の公共職業安定所は人員不足に陥っている。そのため、急遽、全国で一〇〇〇人を有期雇用契約で追加採用することとした。

これらの措置は、緊急措置として順次実行に移されている。また、財政悪化を防ぐため、財源のための新たな国債発行などは行わず、予算の組み替えなどにより調達するとしている。なお、削減された具体的な予算は不明。

2 消費税率引き上げを含む国際競争力向上策

サルコジ大統領は一月二九日、フランスの国際競争力向上策を発表、翌三〇日、フィヨン首相によりその詳細が発表された。主な内容は、①労務コスト軽減のための消費税の税率引き上げ、②競争力をつけるための労使交渉の促進、③研修生や見習いの促進などである。

(1) 労務コスト軽減のための消費税率引き上げ

生産に要するコストを企業が削減し、国内・国際市場での価格を低下させるために、家族手当(3)に関する保険料使用者負担を軽減し、企業の労務コストを軽減する。具体的には、最低賃金(SMIC)の二・一倍未満の賃金(手取り月額賃金で二三〇〇ユーロ未満)には、家族手当に対する保険料使用者負担が課されなくなる。また、SMICの二・一倍から二・四倍(二六五〇ユーロ)までの賃金に対しては、同保険料の使用者負担が免除とはならないが、保険料率は現行より引き下げられる。SMICの二・四倍以上の場合は、保険料率は現行のまま据え置かれることとなる。その結果、賃金が一五三〇ユーロの者の労務コスト負担がおよそ八〇ユーロ、一七五〇ユーロでは一二〇ユーロ、二三〇〇ユーロの場合はおよそ一五八ユーロ

軽減されることとなる(フィヨン首相)。

この措置により、年間でおよそ一三〇億ユーロの財源が減少する見込みであるが、家族手当制度の諸手当の給付は見直されないこととなった。そのため、財源不足分を、消費税(付加価値税)と一般福祉税(CSG・Contribution Sociale Généralisée)の一部の税率を引き上げることで補うとしている。具体的には、現在一九・六%の消費税率を一・六ポイント引き上げ、二一・二%とし、一〇六億ユーロを確保する(軽減税率は現行のまま)。また、一般福祉税のうち、資産収入に課される税率を二ポイント引き上げ、現行の八・二%から一〇・二%とし、二六億ユーロの増収を見込んでいる(CSGは資産収入の他、勤労収入、年金収入などに課される)。これらの社会保険料使用者負担分の引き下げ及び消費税率・一般福祉税率の引き上げの実施は、今年の一月一日を予定している。

フィヨン首相はこれらの措置に関し、「労務コストの負担となっていた社会保険料の一部をより広く、経済競争力に有利な財源に移譲するもの」と説明、競争力強化が目的であることを強調している。また同時に、輸入品にも課税し、輸入品と国内製品との価格差を縮小させるとともに、社会保障の財源を確保

すると言明した。また同首相は、消費税の軽減税率(4)には変更はなく、食品や医薬品などの価格に直接的な影響がないことも強調した。これらの措置により、消費税の通常税率が課されている製品の価格は上昇する見込みであるが、生産コストの低下で、国内製品の価格は下落し、それにより、消費者には大きな影響が無いと主張している。さらに、この措置は、フランスにおける製造業の事業所の国外移転の動きを阻止する狙いもある。製造業では八〇%の賃金労働者がSMICの二・四倍未満の賃金で就業している。そのため、同産業における労務コストの軽減が期待できるといえる。ただし、SMICの一・六倍までの賃金に対しては、各種社会保険料使用者負担分の減免制度がすでに存在しており、従ってこの措置は、既存の低賃金労働者に対する社会保険料使用者負担分減免策を、中間所得者層にまで拡大したも

のとも言える。なお、政府は当初、消費税の税率引き上げではなく社会福祉・付加価値税(TVA sociale)の導入を目論んでいたとも言われる。ところがこれは、実質的には消費税の増税に過ぎないとの批判を受け、家族手当制度における諸手当を現行通り維持し、労務コスト削減を前面に押し出すことにしたものとみられる。

(2) 競争力をつけるための労使交渉の促進

フランスでは、就労形態、労働時間、賃金などが産業別の協定に縛られ、企業活動の繁閑に応じて柔軟に対応することが難しい。そこで、労働条件を柔軟に変更出来るようにするため、企業の競争力や雇用に関する問題が生じた場合、企業内で労使交渉を行い、個々の企業の状況に応じて、労働条件を決定することが出来るようにする方針が明らかにされた。雇用契約上の規定の一時的変更を可能とすることが狙い。フィヨン首相はこれに関し、労働者団体の代表と再度協議の上実行に移す意向であることを明らかにした。

(3) 研修生や見習いの促進

若年者の職業スキルの向上をめざし、研修生や見習いの受け入れを企業に促すことも決まった。フランスでは、従業員数二



五〇人以上の企業では、従業員総数の四％以上の研修生や見習い（教育機関や職業訓練センターにおける職業訓練と並行して、企業内での就業を通じて実地訓練を受ける者）を受け入れる義務がある。しかしながら、現在、従業員数二五〇人以上の企業で実地訓練を受ける者は、同企業で就労する者の一・六％に過ぎない。また、研修生や見習いの比率が一％未満の企業は半数を超えている。これら研修生・見習い受け入れの義務に違反している企業に対しては制裁金が課せられている。現行の制裁金額は、研修生や見習いの比率が一％未満の企業の場合、支給賃金総額の〇・二％（従業員数二〇〇人以上の場合は一・三％）である。同様に、一％以上三％未満の企業は支給賃金総額の〇・一％、同三％以上四％未満の企業は支給賃金総額の〇・〇・五％となっている。今回の政府の発表によると、研修生や見習いの受け入れを企業に促すため、受け入れ義務比率を五％とすると共に、研修生や見習いの比率がそれに満たない企業に対する制裁金を順次引き上げることとなった。その結果、二〇一五年時点の制裁金額は、研修生や見習いの比率が一％未満の企業の場合、支給賃金総額の〇・四％（従業員数二〇〇人以上の場合は一・六％）、同一％以上二％未満の場合には支給

賃金総額の〇・二％、同二％以上三％未満の場合には支給賃金総額の〇・一％、同三％以上五％未満の場合には、支給賃金総額の〇・〇・五％に改訂される。

またこの他にも、中小企業の金融支援を強化することや、金融取引に課税する制度を今年八月から導入すること、不動産価格の高騰と住宅不足を解消するための措置などが、今回の国際競争力向上策に盛り込まれている。

【注】

1 その際事業主は、一定期間の雇用継続などを条件に、支給する賃金の一部の補助を受けることができる。すなわち、日本の雇用調整助成金に近い。

2 四月下旬から五月上旬にかけて投票が行われる大統領選挙前への影響を狙ったとの見方もある。

3 フランスでは、家族手当公庫 (caisses d'Allocations Familiales) が、子ども手当や生活保護 (RSA)、住宅手当など総額で七三億ユーロ (二〇一〇年) に上る諸手当を支給している。その最大の財源は、使用者が拠出する社会保険料で、およそ四五％を占めている（家族手当制度に関しては、労働者負担の保険料はない）。他の財源としては、一般福祉税などの租税 (二・六％)、諸手当に対する国及び県の負担金 (二・一〇％) などが挙げられる。この家族手当制度にかかる使用者負担の保険料率は五・四％である。

4 現在、フランスの消費税の税率は原則として一九・六％であるが、七・〇％、五・五％、二・一％の軽減税率がある（海外県・海外領土の税率は一部異なる）。七・〇％は、

暖房用木材、飼料、肥料、書籍、飲食店での食事代（ワインなどアルコール飲料は除く）、一部の建築費などに適用されている。五・五％は、水及びノンアルコール飲料、食料品（チョコレートや鉛などの菓子類、マーガリン等植物性脂質、キャビアを除く）、身体障害者用の器械、小・中・高校の食堂、二・一％は、一部の医薬品（健康保険の適用対象となるものが中心）、劇場（音楽や劇の公演）の入場料、テレビの視聴料などに課される（租税法典 Code général des impôts の二七八（二八一条 Article）。このうち七・〇％の税率は、今年一月一日に新たに導入され、それまで税率が五・五％であった品目の一部の税率が引き上げられた。

【資料出所】海外委託調査員

（国際研究部）

中国

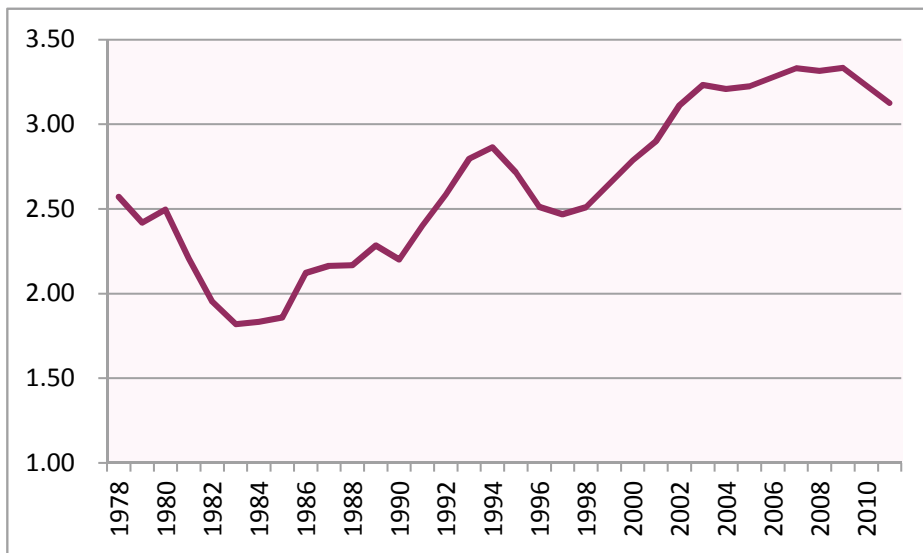
都市と農村の所得格差が二年連続で減少

中国統計局の発表によると、二〇一一年の都市・農村の所得格差は三・一三倍だった。格差は相変わらず大きいものの、二年連続で前年より減少した。欧州諸国の金融危機による輸出の低迷、沿岸部の高賃金を嫌う企業の西部優遇策を利用した内陸部への進出などが原因と見られている。

農村住民の所得は実質一・四％増

一月、中国統計局は昨年の都

図1 都市と農村の格差の推移(倍)



資料出所：中国統計局

市と農村それぞれの所得の状況について、サンプル調査(都市・六・六万人、農村・七・四万人を対象)の結果を発表した。それによると、都市住民の所得の平均は二二八二〇元、農村住民は六九七七元であった。都市と農村の所得格差は三・一三倍で、昨年の三・二三倍から〇・一ポイント減少した(図1)。

都市住民の所得は、昨年比で

一四・一％上昇した。インフレ要因を除くと、実質的には八・四％の増加。主要因は最低賃金の引き上げである。低所得者層・高所得者層の所得は著しく伸びたが、中間層の所得の伸びは相対的に低調であった。

一方、農村住民の所得は、昨年比で一七・九％上昇した。インフレ要因を除くと、実質的には一・四％の増加。所得上昇

の要因のうち、賃金の上昇分の寄与度は五〇・三%であった。賃金上昇の主な要因は、出稼ぎ労働者の賃金の急激な上昇である。農産物による純収入の平均は、一八九七円で一〇・〇%増加した。豊作のほか、豚肉を初めとする農産物の価格上昇が影響した。その他では、農村養老保険の加入増加も要因である。

なお、日本の所得格差を都道府県別で見ると、もともと低い県で二倍強となっている。中国の都市と農村の格差は、先進国と比べると極めて高い水準である。

格差は八〇年代半ばから拡大傾向に

都市と農村の格差は、長期的には図1の通り拡大傾向にある。一九七八年の鄧小平による「改革開放」政策実施以後、一九八五年ごろまでは格差は縮小傾向にあった。これは農村部での生産責任制の導入成功により、農家の収入が増加したためである。この間の一九八三年の一・八二倍が格差の最小記録だった。しかし一九八五年のいわゆる「先富論」に基づき、沿岸部地域での特区制定などが実施されると、まさに沿岸部の地域が先に富む形で格差は拡大した。一九九〇年代に入ってもその流れは変わらず、むしろ一九九二年の「南巡講和」によって「改革開放」の継続が確認され、その後一九

九〇年代半ばまで格差は拡大し続けた。一九九〇年代後半に入ると、第九次五カ年計画（一九九六―二〇〇〇年）で重点開発地域として内陸部が五期ぶりに指定され（但し沿岸部と併記）、西部地域での開発政策とも相まって格差は若干縮小した。二一世紀になると、二〇〇一年のWTO加盟をきっかけとして海外向け輸出が爆発的に増加し、GDPも二桁台の高い水準を維持した。しかしそれに伴い都市と農村の格差は拡大し、二〇〇七年には「改革開放」以後最高の水準となる、三・三三倍を記録した。以上のように、歴史的には市場開放・農村開発と格差の間には密接な関係があると言える。

欧州の経済危機と工場の内陸部移転が原因

直近の格差縮小の背景には、欧州諸国の財務危機に伴う輸出産業の低迷や、沿岸部の高賃金を嫌った工場の内陸部移転も関係していると見られる。

中国の欧州向け輸出は毎年順調に増加していたが、直近では若干の減少が見られる（図2）。これにより工場の稼働状況が芳しくなくなっており、沿岸部の人々の所得にも影響している。国家発展改革委員会の陳主任は、「中国の輸出産業は、二〇一二年の上半期に厳しい状況に直面する。労働費用の上昇により、

繊維や靴などの労働集約型商品の輸出は減少するだろう。一方で機械製品の輸出は引き続き増加するだろう」と述べている。また、ここ数年の沿岸部での継続的な賃金の上昇を嫌い、工場が沿岸部から内陸部へ移転する動きも見られる。内陸部の地方政府も工場誘致に積極的に取り組んでおり、こういったことも企業の工場移転に拍車をかけ

ている。工場の内陸部移転に伴い出稼ぎ労働者の状況にも変化が見られ、河南省社会科学院の谷副院長は「出稼ぎ労働者は、家族を養えるだけの賃金が得られるのなら、多少賃金が下がったとしても、沿岸部よりも地元の内陸部で働くことを望む。出稼ぎ労働者の内陸部への回帰は今後数年の傾向となるだろう。労働集約型産業での産業構造転

図2 中国の対ユーロ圏輸出額の推移(前年同期比、%)



資料出所：EUROSTAT

換が続くのなら、この傾向はより強まるだろう」と述べている。

カギ握る農村部開発政策と市場開放政策

ここ二年間は格差が縮小傾向にあるものの、今後の見通しについては不透明である。上述のように、中国政府は農村部での所得が上昇した要因として、出稼ぎ労働者の賃金上昇と農作物の豊作をあげている。しかし前者については、結局は都市部頼みの収入のため、それだけで都市と農村の格差が今後も縮小し続けるとは言い難い。一方、後者については一時的なものである。そのため、今後の格差縮小の鍵は、農村部開発政策と市場開放政策にあると言える。中国政府は第一二次五カ年計画（二〇一〇―二〇一五）において西部開発を明言しており、具体的には交通インフラの整備や戦略的新興産業の拠点設置など実施するとしている。一方市場開放政策としては、現在、自動車保険の海外企業参入解禁、国内証券市場への外国人投資家参入要件の緩和などが検討されており、今後金融市場を中心に市場開放が進むと見られる。

【参考資料】

中国統計局、新華社通信、中国日報
EUROSTAT